

公表第7号

地方自治法第199条第2項及び第4項に基づく財務監査及び事務監査並びに同条第7項に基づく出資団体及び財政援助団体監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成28年4月26日

久留米市監査委員	田中俊博
久留米市監査委員	塙秀二
久留米市監査委員	原口和人
久留米市監査委員	藤林詠子

財務監査及び事務監査報告

第1 監査の対象、期間及び指摘事項等件数

対象 部局等	対象課等の内訳	監査実施期間	指摘 事項 件数	意見 件数
総務部	総務課、情報政策課、人事厚生課、 人材育成課、財産管理課、契約課、 工事検査課	平成27年12月15日 ～平成28年3月31日	2	1
健康福祉部	総務、地域福祉課、健康保険課、 医療・年金課、障害者福祉課、 長寿支援課、介護保険課、生活支援第1課、 生活支援第2課、保健所総務医薬課、 保健所衛生対策課、保健所保健予防課、 保健所健康推進課、保健所地域保健課		7	1
秘書室			0	0
出納室			0	1
議会事務局	総務課、議事調査課		1	0
選挙管理委員会事務局			0	0
公平委員会事務局			0	0
農業委員会事務局			0	0

第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、主に平成27年度における財務に関する事務の執行状況及び公有財産の管理状況並びに一般事務の執行状況等について、関係書類の照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

また、現金等取扱、旅費、賃金、報償費関係、補助金、貸付金、財産及び物品管理、契約、附属機関等、休暇等に係る事務等を重点監査項目として実施するとともに、公正で能率的な行政執行の確保が社会的に求められる中、行政の組織、機能、事務処理の手續及び方法その他の行政運営全般についても、その経済性、効率性及び有効性の観点から監査対象として位置付けた。

第3 監査の結果

監査対象の事務については、おおむね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり検討又は是正等を要する指摘事項が認められたので、必要な措置等を講ずるとともに、職員の指導監督にも努められたい。

また、監査の結果に基づき、市政の総合的進展と明朗な市政の運営に資するため、地方公共団体の事務の原則である住民福祉の増進、最少の経費による最大の効果、組織及び運営の合理化等の観点から意見を付した事項についても、研究又は検討等を図り、必要かつ可能な場合には措置等の対応が講じられるよう望む。

【総務部】

指 摘 事 項

《事務監査》

[休暇・服務事務]

職務に専念する義務の免除の起案と決裁に関して、任命権者や専決権者を誤って取り扱っているものがある。

《財務監査》

[現金取扱事務]

歳入を収納したときは、収納の日又はその翌日までに当該現金を金融機関に払い込まなければならないとされているが、遅れて払い込んでいるものがある。

意 見

《事務監査》

地方自治の諸制度には、適正な事務執行のため、基本的に「内部統制」的な手続が組み込まれている。しかし、事務ミスや不祥事等の発生を確実に減少させ、外部からの不正なサイバー攻撃などを防ぐには、行政事務上のリスクを評価し、コントロールするための、「内部統制」を明確に意識した体制の構築と運用が重要であるといえる。

特に総務部には、全庁的に共通する行政事務において発生しうるリスクの抽出と評価、及び対応策の検討と構築、そして全庁への「内部統制」の認識の浸透を図ることが期待される。

【健康福祉部】

指 摘 事 項

《財務監査》

[現金取扱事務]

歳入を収納したときは、収納の日又はその翌日までに当該現金を金融機関に払い込まなければならないとされているが、遅れて払い込んでいるものがある。

[臨時職員等賃金支給事務]

出勤簿の確認不足により、賃金の一部が支払われていないものがある。

[契約事務]

- 1 見積合せを実施するにあたり、業者へ見積参加通知書を公印省略で発出しているものがある。
- 2 物品調達にかかる契約において、請書と仕様書が一体化されていないものがある。
- 3 商工会館の使用に係る賃貸借契約証書に契約日が記入されていないものがある。
- 4 本市契約事務規則では、業務委託契約の相手方が決定した場合、その翌日から起算して6日以

内に契約を締結しなければならないと規定されているが、特段の理由もなく、締結が遅れているものがある。

- 5 レセプトの点検業務の実績報告書について、委託先の業者が記載した処理時間の数が実態と異なっているにもかかわらず、十分に確認せずにそのまま収受している。

意見

《事務監査》

地域社会の中で、人が個人としての日常生活を全うしようとするとき、「医療」、「介護」、「生活支援」などの福祉サービスのあり方は最重要課題である。それらのサービスを提供するため、今「地域包括ケアシステム」の構築が求められている。しかし、高齢化と人口減少が同時進行し、財政状況が厳しい中、この「システム」は行政の手だけによって市民に届けられるものではなく、市民等と行政とによって、地域社会を組み立て直す取組を行うことの中で構築しうるものといえる。

市は、行政サービス提供の限界を示した上で、事業者や活動団体等からの提言も受けとめつつ、市民や各種団体・組織等との連携・協働・活用方法を模索して、より望ましい選択肢をまとめ上げる必要がある。複雑な条件の中、多くの困難や障壁も想像されるが、どのような手段を採れば、どのような地域社会の構築を市民等と行政が選ぶこととなるのか、できるだけ明確に示し、共に実行に移せるよう、当部を中心とした本市の取組に期待したい。

【出納室】

意見

新地方公会計制度は、地方公共団体の財政状況をより明確に情報開示するという働きを持つとされる。そのため、この制度の趣旨と内容を理解し、市民へ説明し、また業務に活用することのできる職員の育成を図ることが重要となる。出納室、財政課、人材育成課などの協力により、制度の円滑な導入と適切な運用が進められるよう期待する。

【議会事務局】

指摘事項

《事務監査》

〔文書事務〕

公文書開示請求取扱事務において、決裁が未了のまま相手に開示しているものがある。